

ニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用約款

第1条(約款の適用)

1. ニューデジタルケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)(はニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用約款(以下「本約款」といいます。))を定め、これに基づきWiMAX 2+サービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。
2. 本約款は、苦小牧ケーブルテレビインターネット加入契約約款、花巻ケーブルテレビインターネット加入契約約款、大館ケーブルテレビインターネット加入契約約款および大崎ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「各基本約款」といいます。))の追加約款であり、各基本約款と一体となって適用されます。
3. 本約款は、本サービスの利用条件等を定めることを目的とし、本サービスを提供・利用する際の当社と本サービス利用者(以下「利用者」といいます。))との間のいっさいの關係に適用されます。
4. 各基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

第2条(約款の変更)

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、本約款の変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断する場合は、利用者との個別の協議をすることなく約款を変更することができるものとします。
2. 前項に基づき、当社が本約款を変更するときは、当社ホームページへのアップロードまたはその他の当社が定める方法により、変更後の本約款の内容および効力発生日を利用者へ事前に通知します。ただし、事前通知できないやむを得ない事由がある場合は、効力発生後速やかに通知するものとします。
3. 本約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。ただし、本約款の改定前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。

第3条(サービスの概要)

1. 本サービスは、利用者に対し、UQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」といいます。)、KDDI株式会社および沖繩セルラー電話株式会社(以下「KDDI等」といいます。))との提携によりモバイルデータ通信網を使用したインターネット接続環境を提供するものです。
2. 本サービスを利用できる範囲は、UQおよびKDDI等のサービスエリアに準ずるものとします。ただし、サービスエリア内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
3. 本サービスは、ベストエフォート方式のデータ通信サービスです。通信速度は理論上の最高速度であり、実際の通信速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、利用者が使用するWiMAX 2+データ通信機器(以下「WiMAX 2+機器」といいます。))により通信速度が異なる場合があります。
4. 本サービスの提供終了は、UQがサービスを終了するときとします。ただし、UQのサービス提供期間内であっても、事情により予告なく提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。
5. 本サービスの内容および料金は別表1に記載のとおりとします。
6. 本サービスには別記のメールアドレス1個(1GB)が付属しています。

第4条(利用制限)

1. 当社は、他の利用者に影響を及ぼすトラフィックを伴う利用を発見した場合は、その利用を制限することがあります。また、通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 当社は、一定時間以上継続して利用し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断することがあります。

第5条(料金の計算方法)

当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、当社が定めるサービス開始日が暦月の途中の場合は、翌月1日を課金開始日とします。ただし、サービス開始日が属する月に契約が終了する場合は、当該利用者は1ヶ月分の契約料金を支払うものとします。

第6条(契約終了手続)

1. 本サービスの契約期間は別表2に記載のとおりとします。
2. 利用者は、契約を終了させようとする場合、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。
3. 利用者が利用契約を終了させるとの意思表示を当社に通知しなかった場合は、利用契約は契約期間満了月の翌月(以下「契約更新月」といいます。))より、別表2に定める契約期間でそれぞれ延長されます。
4. 延長された契約期間が満了する際も前2項と同様とします。
5. 契約期間満了月の末日または契約更新月以外に利用契約を終了させる場合は、契約解除料を支払うものとし、その料金は別表3に記載のとおりとします。ただし、第7条に規定する初期契約解除にかかるとのものはこの限りではありません。

第7条(初期契約解除制度)

1. 利用者は、本サービスの契約を締結したときは、法令の定めに基づき当社が利用者へ交付する契約内容を記載した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書によりその契約の解除を行うことができます。
2. 前項による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 本条第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、利用者は契約事務手数料およびその解除までに提供された本サービスの料金を負担するものとします。
4. 当社は、サービス変更手続を行った利用者による初期契約解除があったときは、速やかに本サービスを変更前の状態に戻すものとします。この場合、利用者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。ただし、変更前の状態に戻せないサービスの場合はこの限りではありません。

第8条(サービス変更手続)

1. 利用者が利用サービスを変更しようとするときは、当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって新サービスの提供を受けることができます。
2. 利用者は、契約期間満了月の末日または契約更新月以外に利用サービスを変更する場合、契約解除料を支払うものとし、その料金は別表3に記載のとおりとします。

第9条(プラン変更)

1. 利用者がプランを変更しようとするときは、当社所定の方法により申込み、当社が承諾することによって申込みを行った月の翌日より新プランのサービス提供を受けることができます。
2. 利用者は、別表1-2に規定する同サービス内でプランを変更することができます。
3. 別表2に定める契約期間が同一のプラン間で、利用者がプラン変更を行ったときは、課金開始日は変更前のプランから引き継ぎ、契約期間は継承されます。
4. 別表2に定める契約期間が異なるプラン間で、利用者がプラン変更を行ったときは、課金開始日は変更後のプランのサービス開始日とし、契約期間は継承されます。
5. 別表2に定める契約期間が36ヶ月のプランから24ヶ月のプランへ変更する場合は、利用者は契約解除料を支払うものとし、その料金は別表3に記載のとおりとします。

第10条(SIMカード)

1. 当社は、利用者に対し、1契約につき1枚のSIMカードを貸与します。
2. 当社は、技術上および業務上の遂行上やむを得ない理由があるときは、貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを利用者へ通知します。
3. 利用者は、SIMカードの交換が必要となった場合は、速やかにSIMカードを当社の指示に従い返還するものとします。返還に伴う送料は利用者へ負担するものとします。
4. 当社と利用者との契約が終了した場合、同時にSIMカードのレンタル契約も終了するものとします。

5. 利用者は、SIMカードのレンタル契約が終了した場合、当社の指示に従ってそのSIMカードに切り込みを入れ、破棄するものとします。ただし、当社から特段の指示があった場合は、当社の指示に従い、SIMカードを返還するものとします。
6. 利用者は、SIMカードを善良なる管理者をもって保管・使用するものとします。
7. SIMカード利用者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)SIMカードを日本国外に持ち出すこと。
 - (2)SIMカードを譲渡または担保に供すること。
 - (3)SIMカードを転貸または売却して第三者に使用させること。
 - (4)SIMカードを分解、解析、改造、変更などして、引き渡し時の現状を変更すること。
 - (5)有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (6)プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
8. 利用者は、SIMカードを滅失(盗難による場合を含む。))、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとし、SIMカードの再発行には、別表4に定めるSIMカード再発行手数料が必要とします。
9. 利用者は、SIMカードに障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、速やかにSIMカードを当社の指示に従い交換するものとします。SIMカードの交換には、別表4に定めるSIMカード再発行手数料が必要な場合があります。
10. 当社は、SIMカードの滅失、毀損または損傷に起因して生じた損害等について責任を負わないものとします。

第11条(WiMAX 2+対応データ通信機器)

1. 本サービスの利用には、WiMAX 2+機器が必要です。
2. 利用者は本サービスを利用するにあたり、当社所定の手続により、別表5に定めるWiMAX 2+機器を1契約につき1台購入するものとします。
3. 機器の所有者は、利用者となります。
4. 利用者はWiMAX 2+機器の情報を当社が管理することに同意するものとします。
5. WiMAX 2+機器は、UQおよびKDDI等に付与された無線局の免許により運用できるものおよび本サービスの回線に接続できるものに限ります。
6. 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)有償、無償を問わず、機器およびプログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (2)プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
7. 当社は、機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、別途定める製品保証規定により対応するものとします。
8. 利用者が使用するWiMAX 2+機器に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、当社またはUQは利用者へ、当該WiMAX 2+機器の技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
9. 利用者が使用するWiMAX 2+機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、UQまたはKDDI等が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、利用者は当該WiMAX 2+機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)に適合するよう、その修理等を行うものとします。
10. 当社は、前項の修理等が完了したときは、利用者に対し当該修理等が完了したWiMAX 2+機器について電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、利用者は自らの費用負担にて当該検査に応じるものとします。

第12条(公衆無線LANサービス)

1. 利用者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。))が公衆無線LANサービスの契約約款に基づき利用者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へ利用者が使用しているSIMカードの有効性が求められた場合に、当社がその照会に応じることあらかじめ同意するものとします。
2. 当社は、前項の対応に関して生じた障害については、その理由のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第13条(auスマートバリュー mine)

1. 利用者は、KDDI等のau(WiN)通信サービス契約約款またはau(LTE)通信サービス約款に定めるau(WiN)通信サービスまたはau(LTE)通信サービスの料金の割引(以下、「auスマートバリュー mine」といいます。))を利用する場合のプランは、「Flat auスマホ割(2年)」、「Flat ギガ放題 auスマホ割(2年)」、「Flat auスマホ割(3年)」または「Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)」(以下、「auスマホ割対応プラン」といいます。))のいずれかへ申し込むものとします。
2. auスマートバリュー mineの申込みは、利用者がKDDI等に対して直接行うものとします。
3. auスマートバリュー mineの適用を希望し、KDDI等へauスマートバリューmineの適用を申し込む利用者は、auスマホ割対応プランの契約が成立している状態を維持するものとします。
4. auスマートバリュー mineの申込みおよび適用の諸語はKDDI等で行われるものであり、利用者が前項の状態を維持したことによりauスマートバリュー mineの提供を受けられることを当社が保証するものではありません。
5. 当社は、KDDI等の判断により、auスマートバリュー mineの内容、適用資格が変更または廃止になった場合、一切責任を負わないものとします。

第14条(他の電気通信事業者への情報の通知)

1. 利用者は、本サービスの申し込みの際に際して入力または申告した氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報、契約内容ならびに契約状況の情報(以下、「利用者情報等」といいます。))をWiMAX 2+機器、SIMカードの修理ならびにauスマートバリュー mineの適用のために必要な範囲で、当社がUQおよびKDDI等へ通知することあらかじめ同意するものとします。
2. 利用者は、前項の利用者情報等に変更があったときは、当社所定の方法により、速やかに届出するものとします。
3. 当社は、利用者が利用者情報等の変更の届出を怠ったことにより利用者へ生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

付則

本約款は、2014年 8月 1日より実施します。

2015年1月1日	一部改定
2015年2月20日	一部改定
2016年4月1日	一部改定
2016年7月1日	一部改定
2016年11月1日	一部改定
2017年1月1日	一部改定
2017年3月1日	一部改定
2017年6月1日	一部改定
2017年7月1日	一部改定
2018年1月1日	一部改定
2018年6月1日	一部改定
2019年7月1日	一部改定
2019年10月1日	一部改定
2020年1月1日	一部改定
2021年1月1日	一部改定

別記. メールアドレス

- * 本サービスに付属するメールアドレス(以下「付属メールアドレス」といいます。)で送受信される電子メールに対しては、当社が業務委託契約を締結している株式会社エヌディエス指定のウイルスチェックソフトによるウイルスチェックが行われます。
- (1)当社および株式会社エヌディエスは、指定のウイルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
- (2)本ウイルスチェック機能に起因して、利用者またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社および株式会社エヌディエスは責任を負いません。
- * 付属メールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、当社指定の迷惑メール判定ソフトによる迷惑メール判定およびヘッダ部分への判定結果の表示が行われます。
- * メールID(メールアドレスの@より前の部分)を変更する場合は、変更手数料2,000円/回(税込2,200円/回)を申し受けます。

別表1. サービスの料金

1-1 契約事務手数料

項目	金額
契約事務手数料	3,000円 (税込 3,300円)

注 契約事務手数料は次の場合に申受けます。
 ・新規に申し込むとき
 ・他のサービスから本サービスに変更するとき

1-2 月額利用料金

項目	内容		金額		
	サービス	プラン			
基本サービス	苦小牧モバイル WiMAX 2+	Flat	課金開始日から1ヶ月目～24ヶ月目	4,196円/月 (税込 4,615円/月)	
			課金開始日から25ヶ月目以降	3,696円/月 (税込 4,065円/月)	
		Flat auスマホ割(2年)	課金開始日から1ヶ月目～24ヶ月目	4,196円/月 (税込 4,615円/月)	
			課金開始日から25ヶ月目以降	3,696円/月 (税込 4,065円/月)	
		花巻モバイル WiMAX 2+	Flat auスマホ割(3年)	課金開始日から1ヶ月目～36ヶ月目	4,196円/月 (税込 4,615円/月)
				課金開始日から37ヶ月目以降	3,696円/月 (税込 4,065円/月)
	大館モバイル WiMAX 2+	Flat	課金開始日から1ヶ月目～24ヶ月目	4,880円/月 (税込 5,368円/月)	
			課金開始日から25ヶ月目以降	4,380円/月 (税込 4,818円/月)	
		Flat ギガ放題	課金開始日から1ヶ月目～24ヶ月目	4,880円/月 (税込 5,368円/月)	
			課金開始日から25ヶ月目以降	4,380円/月 (税込 4,818円/月)	
		大崎モバイル WiMAX 2+	Flat ギガ放題 auスマホ割(2年)	課金開始日から1ヶ月目～24ヶ月目	4,880円/月 (税込 5,368円/月)
				課金開始日から25ヶ月目以降	4,380円/月 (税込 4,818円/月)
Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)	課金開始日から1ヶ月目～36ヶ月目	4,880円/月 (税込 5,368円/月)			
	課金開始日から37ヶ月目以降	4,380円/月 (税込 4,818円/月)			
その他	ユニバーサルサービス料		3円/月 (税込 3.3円/月)		

注1. 申込時に実施しているキャンペーン等によっては、月額利用料金が異なる場合があります。
 注2. ユニバーサルサービス制度にかかわる負担金の変更があった場合に、その変動に応じて金額を見直すことがあります。

1-3 オプション利用料

項目	金額
LTEオプション	1,005円/月 (税込 1,105円/月)
グローバルIPアドレスオプション	96円/月 (税込 105円/月)

注1. LTEオプションはハイスピードプラスエリアモードにて本サービスを利用した場合に申受けるオプション利用料です。ただし、以下の場合においてはLTEオプション利用料の支払いを要しません。
 ・2016年11月1日以降、「auスマートバリュー mine」の適用を受けている場合
 ・Flat auスマホ割(3年)またはFlat ギガ放題 auスマホ割(3年)を契約している場合
 注2. グローバルIPアドレスオプションは、グローバルIPアドレス接続用の設定で接続した場合に申受けるオプション利用料です。

別表2. 契約期間

サービス	プラン	契約期間	
		最低利用期間	最低利用期間経過後の契約期間
苦小牧モバイル WiMAX 2+ 花巻モバイル WiMAX 2+ 大館モバイル WiMAX 2+ 大崎モバイル WiMAX 2+	Flat Flat auスマホ割(2年) Flat ギガ放題 Flat ギガ放題 auスマホ割(2年)	課金開始日から24ヶ月	24ヶ月
	Flat auスマホ割(3年) Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)	課金開始日から36ヶ月	36ヶ月

別表3. 契約解除料

サービス	プラン	契約解除時期	金額	
苦小牧モバイル WiMAX 2+	Flat Flat auスマホ割(2年) Flat ギガ放題 Flat ギガ放題 auスマホ割(2年)	課金開始日から12ヶ月	19,000円 (税込 20,900円)	
		課金開始日から13ヶ月～24ヶ月	14,000円 (税込 15,400円)	
	花巻モバイル WiMAX 2+	Flat auスマホ割(3年) Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)	課金開始日から26ヶ月以降	9,500円 (税込 10,450円)
			課金開始日から12ヶ月	19,000円 (税込 20,900円)
	大館モバイル WiMAX 2+	Flat auスマホ割(3年) Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)	課金開始日から13ヶ月～24ヶ月	14,000円 (税込 15,400円)
			課金開始日から25ヶ月～36ヶ月	9,500円 (税込 10,450円)
大崎モバイル WiMAX 2+	Flat auスマホ割(3年) Flat ギガ放題 auスマホ割(3年)	課金開始日から38ヶ月以降	9,500円 (税込 10,450円)	

注. 課金開始日前に契約を解除した場合は、契約解除料として19,000円(税込 20,900円)申し受けます。契約期間が24ヶ月のプランは、課金開始日から24ヶ月目の末日または25ヶ月目、契約期間が36ヶ月のプランは、課金開始日から36ヶ月目の末日または37ヶ月目に契約を解除した場合は、契約解除料の請求はありません。

別表4. 手数料

項目	金額
SIMカード再発行手数料	2,000円 (税込 2,200円)

別表5. WiMAX 2+対応機器販売価格

項目	機器	金額	備考
WiMAX 2+対応機器販売価格	Speed Wi-Fi NEXT W05	20,000円 (税込 22,000円)	
	Speed Wi-Fi NEXT W04	20,000円 (税込 22,000円)	新規販売終了
	Speed Wi-Fi NEXT W02	20,000円 (税込 22,000円)	新規販売終了
	Speed Wi-Fi NEXT W01	19,000円 (税込 20,900円)	新規販売終了
	Wi-Fi WALKER WiMAX 2+ HWD15	19,000円 (税込 20,900円)	新規販売終了
	Wi-Fi WALKER WiMAX 2+ NAD11	19,000円 (税込 20,900円)	新規販売終了

安心サポート利用約款

第1条(約款の適用)

- 安心サポート利用約款は、ニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用約款の追加約款であり、若小牧ケーブルテレビインターネット加入契約約款、花巻ケーブルテレビインターネット加入契約約款、大館ケーブルテレビインターネット加入契約約款および大崎ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「各基本約款」といいます。)と一体となって適用されます。
- ニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用約款または各基本約款と安心サポート利用約款が抵触する場合、安心サポート利用約款が優先して適用されます。

第2条(サービスの概要)

- 当社は、ニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービス利用者(以下「WiMAX利用者」といいます。)のうち希望する者に対して、当社が販売したWiMAX 2+対応機器(以下「機器」といいます。)の本体の故障等に関して無償の修理、交換等を行うサービス「安心サポート」または「安心サポートワイド」(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 本サービスの料金は別表1に記載のとおりとします。

第3条(サービスの提供条件)

- 本サービスは、WiMAX利用者の契約回線毎に提供するものとします。
- 本サービスの利用契約はニューデジタルケーブル WiMAX 2+サービスの利用契約と同時に申し込む場合に限りです。
- 前項に定めるサービスの利用契約を終了した場合は、理由のいかんを問わず本サービスの利用契約も同時に終了するものとします。
- 本サービスの申し込み後、「安心サポート」「安心サポートワイド」間にて保証内容を変更することはできません。
- 本サービスの利用契約を一度終了した場合、同一の契約回線に対して再度本サービスを申込みすることはできません。

第4条(料金の計算方法)

- 当社は、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、当社が定める本サービスのサービス開始日が暦月の途中の場合は、翌月1日より課金するものとします。
- 安心サポートおよび安心サポートワイド利用者(以下「安心サポート利用者」といいます。)は、契約期間の途中で利用契約を終了する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

第5条(契約終了手続の特則)

安心サポート利用者は、契約を終了させようとする月の20日までに、利用契約を終了させるとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、利用契約を終了させることができます。

第6条(保証の対象範囲)

当社は、本サービス適用期間中に安心サポート利用者の使用する機器本体に別表2に定めるいずれかの事由が発生した場合に、保証の対象とします。

第7条(保証の対象外)

- 当社は、本サービス適用期間中に安心サポート利用者の使用する機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合は、保証の対象外とします。
- 安心サポート利用者の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
 - 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
 - 使用による劣化や色落ち等
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事象または暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)
 - 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
 - その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
 - 一度保証を受けた後、その翌月から6か月以内の申請であった場合

第8条(保証を受ける際の手続)

- 安心サポート利用者は第6条に定めた事由が発生した場合は、速やかに当社に連絡の後、当社の指示に従い、機器および製品保証書を当社指定の送料先へ返還するものとします。返還に伴う送料は安心サポート利用者が負担するものとし、修理もしくは交換後の機器発送に伴う送料は当社が負担するものとします。
- 機器の修理・交換対応の間、代替機の提供はなく、安心サポート利用者はその期間の利用料金が通常通り発生することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第9条(約款の変更)

- 当社は、安心サポート利用者と個別の協議をすることなく安心サポート利用約款を変更することができ、安心サポート利用者は安心サポート利用約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 当社は、変更後の約款を速やかに安心サポート利用者へ通知します。
- 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

付則

この約款は、2019年10月1日より改定実施します。
本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。

別表1. WiMAX安心サポート料金

内容	金額
安心サポート	300円/月(税込 330円/月)
安心サポートワイド	500円/月(税込 550円/月)

別表2. WiMAX安心サポート 保証の対象

内容	事由
安心サポート	(1)取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合 (2)その他故障・破損によって当社が修理を認めた場合
安心サポートワイド	(1)取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合 (2)安心サポートワイド利用者の過失による水濡れが原因で機器が故障した場合 (3)その他故障・破損・水濡れによって当社が修理を認めた場合

移動無線機器売買契約に関する特約

ニューデジタルケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するモバイルサービスへお申込みいただく契約のうち、当社から移動無線機器(以下「機器」といいます。)を購入する申込者は、以下に同意していただきます。なお、移動無線機器売買契約(以下「機器売買契約」といいます。)に関して、本特約に定めのない事項については、当社がホームページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

第1条(購入申込)

- 機器の購入は、当社が指定する対象サービスの契約者に限ります。当社は、機器のみの販売は行わないものとします。
- 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、申込を承諾しないことがあります。
 - 申込情報に虚偽の情報があった場合
 - 料金の支払いが滞っている、または滞るおそれがある場合
 - 一定期間内に当社の定める上限を超える複数件の申込があった場合
 - その他当社が不適当と判断した場合
- 購入申込した機器の配送が完了、未完了にかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、または契約者本人による申込でないことを確認した場合には、機器売買契約(当社モバイルサービスの申込と同時に機器を購入する契約のことをいいます。以下同じとします。)を取り消します。
- 販売する機器台数は対象サービスによって異なりますが、原則SIMカード1枚につき1台までとします。
- 購入を希望する機器が中古機器の場合、中古品という商品の特性上、傷や汚れがあります。あらかじめ商品ランクの説明を十分に確認・理解の上、申し込むものとします。

第2条(料金)

- 当社は、販売する機器の料金、送料を当社のホームページ等において機器毎に別途表示します。
- 機器を購入するモバイルサービスの利用者(以下「利用者」といいます。)は、機器の料金を必ず当社が定める支払日までに当社所定の支払方法にて支払うものとします。
- 機器の送料は、当社ホームページ等に送料無料で掲載してあるものを除き、利用者が負担するものとします。

第3条(機器の引き渡し)

- 当社は、当社所定の方法により機器を配送します。
- 機器の配送先は、日本国内に限ります。
- 当社は、利用者の登録住所(以下「登録住所」といいます。)へ機器を配送します。配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されました。
- 機器の所有権は、機器代金の支払いおよび配送が完了したことををもって、利用者へ移転するものとします。

第4条(利用者による機器売買契約の解除または機器の返還)

- 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下に該当する場合、機器売買契約を解除および機器の返還はできないものとします。
 - 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、または異常電圧等の不慮の事故による場合
 - 接続時の不備に起因する場合、または接続している他の機器に起因する場合
 - 取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合
 - 機器の改造、調整、部品交換等を行った場合
 - その他、対応機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取り扱いによる場合
- 利用者は、配送中の破損および汚損、当社の責に帰すべき事由による機器の手配間違いに限り機器売買契約を解除または機器を返還することができます。この場合、機器を受領した日から起算して、7日以内を返送期限とします。返送期限内に機器購入者が当社に機器を返還する場合は、事前に当社に対し通知の上、当社の指示に従って返送するものとします。このときの返還に伴う送料は当社が負担します。
- ニューデジタルケーブル WiMAX 2+については、移動無線機器売買契約解除に関する特約(以下「解除特約」といいます。)に基づいて契約を解除する場合においても機器売買契約を解除できるものとし、本特約と解除特約が抵触する場合、解除特約が優先して適用されます。

第5条(機器保証)

- 第4条に該当しない機器の保証については、機器毎に定めるメーカーの保証規定に従うものとします。なお、メーカーの保証規定に基づく機器保証について、当社はいっさい責任を負いません。
- 機器のメーカー保証期間は1年間です(メーカーによって異なる場合があります。)。保証期間内に無料修理を依頼する際には保証書が必要となります。利用者は自身の責任において保証書を保管するものとします。
- 利用者が購入する機器が中古機器の場合は、メーカーだけでなく商品ランクによっても保証期間は異なります。あらかじめ商品ランクの説明を確認し、承諾するものとします。
- 保証期間内においても、修理・交換における代替機器の提供はありません。
- ニューデジタルケーブル WiMAX 2+にて安心サポート/安心サポートワイドに加入する利用者は「安心サポート 利用約款」にあらかじめ同意するものとします。

第6条(当社による機器売買契約の解除)

- 当社は、次の場合において、機器売買契約を解除できます。また、利用者に帰責事由がある場合は、当社の被った損害の賠償を利用者へ請求することがあります。
 - 利用者が当社インターネット加入契約約款をはじめとする、契約サービスの各約款および移動無線機器売買契約に関する特約(以下「本特約」といいます。)に違反した場合
 - 登録住所に機器を配送したにもかかわらず、不在等により機器の引き渡しができず、配送から1週間を経過しても何ら連絡がない場合
- 当社が機器売買契約を解除する場合において、その解除の時点で機器の引き渡しが完了しているときは、当社は、その機器の返還を利用者に要求する場合があります。当社が返還を要求したときは、利用者の費用負担において当該機器を当社に返還するものとします。

第7条(機器利用にかかる利用者の義務)

- 利用者は、購入した機器を技術基準に適合するよう維持するものとします。また、無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)に適合するよう維持してください。
- 当社は、次の行為を禁止します。
 - 機器の取り外し、変更、分解、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続する行為(ただし、天災事変その他の事態に際して機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。)
 - 故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - SIMカードや機器に登録されている情報等を読み出し、変更または消去する行為

第8条(免責)

- 当社は、機器の商品性または使用目的への適合性等に関わらない保証をいたしません。
- 当社インターネット加入契約約款、契約サービスの各約款および本特約の変更により機器の改造または変更を要する契約であっても、その改造または変更を要する費用については、当社は負担しません。
- 対象サービスを解約した場合において、利用者が購入した機器を誤って当社に返還したときは、解約日から30日間の保管期間を経て、当社はその機器を廃棄することができ、利用者は廃棄に対して異議を述べることはできません。
- 当社は、前項の返還に際して、利用者が機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、利用者が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
- 利用者による機器の使用その他機器売買契約に関して利用者が生じた特別損害、拡大損害

に関して、当社は責任を負いません。また、当社が利用者による機器の使用その他機器売買契約に関して責任を負う範囲は、当社の故意または重過失による場合を除き、いかなる場合においても購入した機器代金相当額をその上限とします。

第9条(管轄裁判所)

1. 機器売買契約に関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合は、当該利用者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合は、利用者と契約を締結した弊社ケーブルテレビ局のサービス区域を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

この特約は2016年7月1日より実施します。

移動無線機器売買契約解除に関する特約

ニューデジタルケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するニューデジタルケーブルWiMAX 2+サービスの契約者(以下「利用者」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、移動無線機器売買契約(以下「機器売買契約」といいます。)に関して、本特約に定めのない事項については、当社が別途提示する条件が適用されるものとします。

第1条(機器売買契約の解除)

当社は、利用者が初期契約解除(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきWiMAX 2+の契約を解除する場合は、当該契約に付随して締結した機器売買契約を同時に解除したものとします。

第2条(対象機器の返還等)

1. 利用者は、前条の規定により機器売買契約が解除された場合は、当該機器売買契約に基づき当社が引き渡した移動無線機器(ケーブル、個装箱、取扱説明書およびその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還するものとします。この場合、その返還に伴う送料は、利用者が負担するものとします。
2. 当社は、前項の返還に際して、利用者が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、利用者が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
3. 当社は、対象機器について利用者から支払われた代金がある場合は、利用者が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに伴う手数料は、当社が負担するものとします。

第3条(機器損害金の支払義務)

1. 当社は、返還期日を経過してもなお対象機器が返還されない場合または返還された対象機器に破損、汚損もしくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、利用者に対し機器損害金20,000円(税込22,000円)を請求することができるものとします。この場合、利用者は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当社指定の方法で当該請求額を支払うものとします。この場合、支払いに伴う手数料が発生するときは利用者が負担するものとします。
2. 前項の規定により利用者が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権は利用者に移転します。

第4条(支払遅延の場合の処理)

利用者は、機器損害金について支払期日までに支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算された金額を遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務が、支払期日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第5条(管轄裁判所)

1. 機器売買契約に関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合は、当該利用者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合は、利用者と契約を締結した弊社ケーブルテレビ局のサービス区域を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則

本特約は2019年 10月 1日より改定実施します。
本特約の変更前に発生した債務については変更前の特約が適用されます。